四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は熊本県荒尾市及び玉名郡長洲町の西方に面した有明海の荒尾海岸及びその沖合に拡がる干潟並びにその周辺である。干潮時に拡がる干潟（一部当該区域）は面積約千六百五十六ヘクタールと単一干潟としては国内でも有数の広さである。ゴカイ類、カニ類、小型甲殻類等が多く生息する干潟であり、数千羽のシギ・チドリ類が秋から春にかけて通過又は越冬し、東アジアにおけるシギ・チドリ類の重要な中継地及び越冬地の一つとなっている。特にハマシギ、キアシシギ、オオソリハシシギ、ダイゼン、シロチドリ、メダイチドリ等は多数の飛来が確認されており、当該干潟が重要な生息地であることを示している。また、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧ⅠB類のツクシガモ及び絶滅危惧Ⅱ類のズグロカモメ等の希少鳥類にとっても重要な生息地となっている。

このように、当該区域はシギ・チドリ類を中心とした渡り鳥の中継地及び越冬地として重要であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に飛来する渡り鳥を始めとする鳥獣の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　渡り鳥の渡来状況のモニタリング調査、現場巡視等を通じて区域内の渡り鳥の生息状況の把握に努める。

ロ　当該区域は、地域住民の生活圏に隣接していることから、モニタリング調査等を通じて当該区域内の鳥類の生息・繁殖状況の把握に努めるとともに、関係機関等との連携を図り、鳥類の生息地及び繁殖地としての適正な保全を図る。

○環境省告示第九十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、荒尾干潟鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年五月三十日

環境大臣　細野　豪志

一　名称

荒尾干潟特別保護地区

二　区域

熊本県荒尾市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十四年六月一日から平成四十三年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

当該区域は熊本県荒尾市の西方に面した有明海の荒尾海岸の沖合に拡がる干潟及びその周辺である。干潮時に拡がる干潟（一部当該区域）は面積約千六百五十六ヘクタールと単一干潟としては国内でも有数の広さである。ゴカイ類、カニ類、小型甲殻類等が多く生息する干潟であり、数千羽のシギ・チドリ類が秋から春にかけて通過又は越冬し、東アジアにおけるシギ・チドリ類の重要な中継地及び越冬地の一つとなっている。特にハマシギ、キアシシギ、オオソリハシシギ、ダイゼン、シロチドリ、メダイチドリ等は多数の飛来が確認されており、当該干潟が重要な生息地であることを示しているリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のズグロカモメ等の希少鳥類にとっても重要な生息地となっている。

このように、当該区域はシギ・チドリ類を中心とした渡り鳥の中継地及び越冬地として重要であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のズグロカモメ等の希少鳥類にとっても重要な生息地となっている。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　渡り鳥の渡来状況のモニタリング調査、現場巡視等を通じて区域内の渡り鳥の生息状況の把握に努める。

ロ　当該鳥獣保護区は、地域住民の生活圏に隣接していることから、モニタリング調査等を通じて区域内の鳥類の生息・繁殖状況の把握に努めるとともに、関係機関等との連携を図り、鳥類の生息地及び繁殖地としての適正な保全を図る。

国会事項

衆議院

質問書提出

五月二十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東日本大震災からの復興のために内閣の取り組みを求める三課題のその後の進捗状況に関する質問主意書（橘慶一郎提出）

会議

五月二十九日（火曜日）　午後一時　本会議

参議院

質問主意書転送

五月二十八日次の質問主意書を内閣に転送した。

いわゆる「脱法ハーブ」についての早急な規制強化に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第一二一号）

東京電力による規制部門の電気料金値上げの審査の進め方に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第一二二号）

人事異動

防衛省

（中央即応集団司令部付）一等陸佐　大川　浩史

陸上自衛隊研究本部研究員を命ずる（五月二十一日）

（海上自衛隊補給本部装備計画部艦船装備計画課長）一等海佐　星　直也

（大臣官房秘書課）同　西脇　匡史

海上自衛隊幹部学校付を命ずる（各通）（五月二十八日）

官庁報告

国家試験

第54回原子炉主任技術者試験口答試験の施行

第54回原子炉主任技術者試験口答試験の施行について、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年5月30日

文部科学大臣　平野　博文

経済産業大臣　枝野　幸男

1．日時　平成24年7月20日（金）午前9時00分から

2．場所　経済産業省別館会議室　東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

3．受験の申込期間　平成24年6月11日（月）から平成24年6月29日（金）まで

4．受験の申込手続

(1)　試験を受けようとする者は、規則別記様式第3による受験申込書に規則第3条第2項各号のいずれかに該当することを証する書類（原子炉の運転に関する業務に6か月以上従事した者は、その原子炉設置者の発行する従事期間に関する証明書、文部科学大臣及び経済産業大臣の指定した講習機関等において原子炉の運転に関する課程を修了した者は、その講習機関等の長の発行する課程修了に関する証明書）を添えて提出すること。

(2)　受験申込書は、文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室〔郵便番号100―8959　東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番2号　電話番号03（5253）4111　内線3918〕、又は経済産業省原子力安全・保安院原子力安全広報課〔郵便番号100―8986　東京都千代田区霞が関一丁目3番1号　電話番号03（3501）1511　内線4851〕へ持参するか、上記あて書留郵便（平成24年6月29日（金）までの消印のあるものは有効）で送付すること。

(3)　受験申込書に記載した住所を変更したときは、その旨を文書で届け出ること。

(4)　受験申込書は、申出により文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室及び経済産業省原子力安全・保安院原子力安全広報課で交付する。郵便で申し出る場合には、その旨を明記し、返信用郵便切手をはって、その送付先を記した封筒を同封すること。

5．合格者の発表　合格者の発表は、8月上旬頃官報に公告し、原子炉主任技術者免状を本人あて送付する。